

諮問日：平成29年2月21日（平成28年度（情）諮問第22号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（情）答申第3号）

件名：静岡地方裁判所における書留郵便物受領証等の一部開示の判断に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定事件の送付簿を含む全ての送付記録（郵送及び使送）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、別表の番号1から12までの文書名欄記載の各文書（以下、別表の番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定して、そのうち文書2、文書4及び文書8を開示し、その余の各文書の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「司法行政文書取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、静岡地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が平成28年10月26日付けで原判断を行ったところ、司法行政文書取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、司法行政文書取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

文書6及び文書10の1行目の受送達者の氏名及び引受番号は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「個人情報取扱要綱」という。）記第1の2に定める保有個人情報であり、個人情報取扱要綱記第2の6により本人への提供が認められるものであるから、開示すべきである。

また、特定事件の送付簿に記載された全ての送付記録情報を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、原判断庁が個人識別情報に該当するとして不開示とした、文書6及び文書10のうち受送達者の氏名及び引受番号の各部分について、個人情報取扱要綱を根拠に、本人に係る保有個人情報として開示すべきであるとして苦情の申出をしている。

しかしながら、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務は、司法行政文書取扱要綱に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の趣旨を踏まえて運用されている。そして、自己に関する情報であっても、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは、法5条1号に定める不開示情報に相当するものとして、司法行政文書取扱要綱記第2の2により不開示とすべきものである。

よって、文書6及び文書10の一部を不開示とした原判断は相当である。

- 2 苦情申出人は、開示された文書に特定事件の送付簿による送付記録情報がないことを不当として苦情の申出をしている。

しかしながら、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（平成29年3月6日付け最高裁秘書第705号による改正前のもの。以下「下級裁実施通達」という。）に基づいて作成される送付簿は、司法行政文書を送送する場合に、その授受を明らかにするために用いられるものであるところ、上記事件に係る送付簿は作成されておらず、送付簿による送付記録情報は存在しない。

よって、苦情申出人が主張する送付簿による送付記録情報は存在せず、本件各対象文書を開示対象文書と特定した原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同年 3 月 1 5 日 苦情申出人から意見書を収受
- ④ 同年 4 月 2 1 日 審議
- ⑤ 同年 5 月 1 9 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書の特定について

苦情申出人は、原判断庁が本件各対象文書を本件開示申出文書に該当するものとして特定したことに対し、特定事件についての下級裁実施通達に定める送付簿による送付記録情報が含まれていないとして、当該情報の開示を求めて苦情を申し立てたものと解される。

しかしながら、苦情申出人が開示を求める本件開示申出文書は、特定事件に係る文書を郵送又は使送した事実を記録したものと解されるどころ、下級裁実施通達記第 4 の 1 の(6)によれば、送付簿は、司法行政文書を使送するときに、その授受を明らかにするために用いられるものであり、開示が求められている特定事件に係る司法行政文書が使送されたことをうかがわせる事情は認められないから、本件開示申出文書に該当する下級裁実施通達に定める送付簿は存在しないという最高裁判所事務総長の説明が不合理とはいえない。そのほか、本件開示申出文書に該当する送付簿の存在をうかがわせる事情は認められない。

そして、本件各対象文書は、いずれも特定事件に係る文書を郵送するときに、その授受等を明らかにするために用いられるものであるから、これらを本件開示申出文書に該当するものとして特定したことは、妥当である。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

原判断は、文書 6 及び文書 1 0 のうち受送達者の氏名等及び引受番号の各部分について、特定の個人を識別することができる情報であり、法 5 条 1 号に定める不開示情報に相当し、又は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、同条 2 号に定める不開示情報に相当するとして、これらの部分を不開示としたところ、苦情申出人は、本人に係る保有個

人情報としてこれらの部分を開示すべきであると主張する。

しかしながら、司法行政文書取扱要綱記第2の2は、開示の申出があった司法行政文書に法5条に定める不開示情報に相当する情報が記録されているときは、当該情報を開示しないと定めており、法には、特定の個人を識別することができる情報が開示請求人本人に係る情報である場合に、これを不開示情報に当たらないとする規定はないから、苦情申出人本人に係る情報であっても、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは、法5条1号に定める不開示情報に相当するものとして、司法行政文書取扱要綱記第2の2により不開示とすべきものである。苦情申出人は主張の根拠として個人情報取扱要綱を挙げるが、これが司法行政文書取扱要綱に係る事務の根拠とならないことはいうまでもない。

そして、文書6及び文書10のうち原判断において不開示とされた部分は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものと認められるから、これらが不開示情報に相当するとしたことは、妥当である。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、静岡地方裁判所において本件各対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する司法行政文書を保有しているとは認められず、不開示とした部分がいずれも不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

(別表)

	文 書 名	不 開 示 部 分
1	料金後納郵便物差出票 (平成27年9月25日付け)	印影
2	書留郵便物受領証 (裁判所控) (平成27年10月7日付け)	
3	料金後納郵便物差出票 (平成27年10月7日付け)	印影
4	書留郵便物受領証 (裁判所控) (平成27年10月15日付け)	
5	料金後納郵便物差出票 (平成27年10月15日付け)	印影
6	書留郵便物受領証 (裁判所控) (平成27年10月16日付け)	氏名等, 引受番号
7	料金後納郵便物差出票 (平成27年10月16日付け)	印影
8	書留郵便物受領証 (裁判所控) (平成27年10月27日付け)	
9	料金後納郵便物差出票 (平成27年10月27日付け)	印影
10	書留郵便物受領証 (裁判所控) (平成27年11月24日付け)	氏名, 引受番号
11	料金後納郵便物差出票 (平成27年11月24日付け)	印影
12	料金後納郵便物差出票 (平成28年5月10日付け)	印影